

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年2月12日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

【別紙 1】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課)

『定例監査（学校）』

【一宮中学校】

監査実施期間 令和5年7月10日から
令和5年8月22日まで

豊川市監査公表第21号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(改善事項) 1 毒物・劇物の管理において、現状使用されておらず、今後も使用する見込みがない不要な薬品が保管されていた。そのため、平成20年9月3日付け豊教学第1243号「毒物・劇物の管理について（通知）」のとおり、教育委員会と協議の上、速やかに処分するとともに、適正な管理方法をとるよう改善されたい。	(改善事項) 1 現状使用されておらず、今後も使用する見込みがない不要な薬品については、令和6年12月5日付けで処分し、適正な管理方法をとるよう改善した。

(注) 上記の措置状況は、令和7年1月31日現在のものである。